

一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月15日

安芸市長 西内 直彦

第1 入札に付する事項等

1 事業名

令和8年度高度救命処置用資機材整備事業

2 整備事業に係る数量及び仕様等

別紙仕様書による

3 納入期限

契約締結日から令和8年12月15日(火)

4 申請期間

公告の日から令和8年4月28日(火)まで

5 入札日

(1) 入札日時 令和8年5月1日(金) 10時30分～

(2) 入札及び開札場所 安芸市役所 2F 第1会議室

6 この入札への参加者は、別に定める入札心得を了知すること。

7 この入札は、入札参加資格を認めた者が1者の場合でも入札を行う。

8 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

9 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

第2 入札参加資格

この整備事業の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 令和8年度現在において、高度救命処置用資機材の販売実績があり、仕様書内の資機材を取扱い可能である者。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当

- しない者であること。
- (3) 公告の日以後落札決定前の中に、安芸市から建設工事等請負業者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
 - (5) 高知県内に本店または支店もしくは営業所等を置く者であること。
 - (6) この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係または人的関係がないこと。

第 3 入札参加資格の申請等

当該事業の入札に参加しようとする者は、別紙 1 に定める様式により令和 8 年 4 月 28 日（火）までに市長に一般競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。申請書には高度救命処置用資機材の納入実績の写しを添付すること。

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、別添により F A X 通知を行う。なお、F A X 通知後直ちに電話により受信の確認を行うものとする。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

1 申請書等の提出期間

この公告の日から令和 8 年 4 月 28 日（火）午後 5 時 15 分 必着
申請書等の提出は、持参又は郵便によるものとする。

*持参の場合 休日及び平日の昼休みを除く

2 申請書等の交付又は提出場所

安芸市西浜 190 番地 1（安芸市防災センター）

安芸市消防本部 救急救助係

電 話 0887（34）1244

F A X 0887（37）9104

3 交付方法

交付場所での直接配布又はホームページからのダウンロード

4 入札参加資格なしと認められた場合の通知

令和 8 年 4 月 30 日（木）

5 入札参加資格がないとされた者に対する措置

第 2 の入札参加資格を満たすことが条件であり、入札参加資格のない者からの入札参加資格なしに対する理由を市長に求めることはできないものとする。

6 入札参加資格の喪失

4 の通知を受けない者であっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあつては落札決定を取り消す。

- (1) 第2の入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第4 仕様書の閲覧等

1 閲覧

仕様書は、ホームページ上において閲覧することができる。

2 質疑応答

仕様書の内容について質問がある場合には、次のとおり取り扱う。

- (1) 質問は書面で行う（口頭質問には回答しない。）ものとし、安芸市消防本部救急救助係へ持参又はFAX送信すること。FAX送信による場合には、必ず電話により着信の有無を確認すること。
- (2) 書面の受付期間は、この公告の日から令和8年4月28日（火）までの平日8時30分から17時15分（昼休みを除く）とする。
- (3) 質問に対する回答は、書面の受理後速やかに文書で行うものとし、第4の2の(2)の期日までにあつたものは質問者にFAX通知するとともに、入札参加資格者ありと認めた者すべてにFAX通知する。

第5 入札方法等

- 1 郵便による入札は認めない。
- 2 入札時刻に入札会場にいない者については、入札参加を認めない。
- 3 代理人による入札の場合は、その旨の委任状を持参し、入札書投函の前に入札執行者の確認を受けなければならない。
- 4 入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- 5 別に定める入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。

第6 入札の無効

安芸市契約事務規則第20条各号の一に該当するときの入札は無効とする。

第7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。入札価格が同額であった者が、2者以上ある場合の落札者は、くじ引きにより決定する。

第8 その他

- 1 本公告に定めない事項については、関係法規等、地方自治法（昭和29年法律第67号）、地方自治法施行令及び安芸市契約事務規則の定めるところによる。
- 2 契約に関する費用は、落札者の負担とする。
- 3 落札結果については、安芸市消防本部で閲覧に供することにより公表する。